

令和8年3月30日
山梨県総合県民支援局県民生活支援課
課長 切刀 美奈子
電話 055-223-1588(内線 1600)

報道関係者各位

「第5次やまなし食育推進計画」の策定について

本県では、平成18年以降、食育施策の計画的な推進を図るために「やまなし食育推進計画」を5年ごとに策定しており、令和7年度末をもって第4次計画の計画期間が終了となりますが、食生活の改善や郷土食の継承等について引き続き取り組む必要があることから、基本方針や目標指標を見直し、より具体的かつ実効的な計画として新たな計画を策定しました。

1 計画の概要

(1) 主旨

県民一人ひとりの健全な食生活の実践を促し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育むため、基本方針や目標指標を見直し、より具体的かつ実効的な計画として令和8年3月に新たに策定

(2) 期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

2 策定の経過

令和7年	7月	令和7年度第1回山梨県食の安全・安心審議会
令和7年	9月	令和7年度第2回山梨県食の安全・安心審議会
令和7年	12月	令和7年度第3回山梨県食の安全・安心審議会
令和8年	2月	パブリックコメント実施(2月6日(金)～2月20日(金))

3 資料

第5次やまなし食育推進計画(概要版)

※本文は県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/hp/keikaku.html>

第5次やまなし食育推進計画の概要

計画期間
令和8年度～令和12年度

第1章 計画の策定にあたって

趣 旨

第4次やまなし食育推進計画（令和3年度～令和7年度）の評価及び課題の整理を行い、今後5年間の食育推進の方向性を明らかにする

位置付け

- 食育基本法第17条に基づく計画
- 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく計画

計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）
（2026年度）（2030年度）

第2章 食をめぐる本県の現状と課題

1. 食を取り巻く状況

【社会情勢】

- 核家族や共働き世帯の増加
- 食料を中心とした物価の高騰

【食生活の状況】

- 家庭での共食機会の減少
- 子供や若者の朝食欠食の深刻化
（中3男子R1 3.5% → R6 3.6%、中3女子 R1 2.2% → R6 3.5%）
（若者（20～39歳） R1 24.5% → R6 26.8%）
- 主食・主菜・副菜をそろえて食べる人の減少
- 食塩の過剰摂取（R4男性 11.4g（全国 10.5g）、女性9.8g（全国9.0g））

【健康の状況】

- 生活習慣病による死因割合は依然として過半に迫る水準
- 働く世代の男性では肥満割合が高く、若い女性ではやせ割合が増加
⇒ 健全な食生活の実践を促す一層の強化が必要

2. 食に関する県民意識（R6県政アンケート）

- 食育への関心度に対して実践度が低迷
（関心度 73.8%、実践度 39.8%）
- 郷土食等を受け継いでいる人の減少（R1:52.6%→R6:29.5%）
⇒ 地域の「食」を知る機会、体験する機会が必要
- 食品ロス削減の認知度は向上し、フードドライブ活動も拡大しているが、参加したことがない人は依然として多数
（フードドライブ活動に参加したことがない人 R1:91.7%→R6:81.5%）
⇒ 食品ロス削減の一人ひとりの主体的な取組促進が必要
- 情報入手の手段は、インターネット・SNSの活用が高まり、テレビ・ラジオと同程度
⇒ 多くの人に必要な情報が届くよう多様な発信が必要

◆国の第5次食育推進基本計画（R8～R12）

重点事項

- 学校等での食や農に関する学びの充実
- 健全な食生活の実践に向けた「大人の食育」の推進
- 国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

◆食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

（第2次基本方針 R7～R11）

- さらなる削減の取組が進むように具体的な施策を追加
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」の周知
 - 食品ロス削減推進サポーターの育成
 - 「食品寄附ガイドライン」の普及啓発 等

第3章 食育推進の方向性と施策の展開

基本目標

県民一人ひとりが豊かさを実感できる山梨を実現するため、山梨の多様な「食」の魅力を通じて県民が「食」に関する知識を深め、「食」を選択する力や「食」の大切さへの意識を高めることで、健全な食生活の実践を促し、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む。

重点施策

- 栄養バランスや減塩を意識した健全な食習慣の実践の推進
- 地域の農林水産物や食文化を学び、体験し、継承する取組の推進
- 食品ロス削減につながる実践的な取組の推進
- 多様な媒体を活用した幅広い情報発信の推進

基本方針

1 あらゆる場面での食育の推進

- (1)家庭における食育の推進
親子で学ぶ機会の提供、家庭における共食の推進、自然災害等に対する備え 等
- (2)学校、保育所等における食育の推進
学校給食の充実（環境に配慮した地域農林水産物の活用等）、農林漁業教育の充実、大学と連携した取組の活性化 等
- (3)地域・職場における食育の推進
健康寿命の延伸に向けた取組の推進、企業における取組の促進、地域における共食の推進 等
- (4)食育県民運動の展開
市町村食育推進計画との連携、優良活動の表彰及び優良事例の横展開 等

2 地域の農林水産物や食文化への理解と継承

- (1)地産地消の推進
地域農業に対する県民理解の醸成、地域で生産された食材の利用促進、環境に配慮した農業の推進
- (2)やまなしの食文化の継承
地域の食文化に対する県民理解の増進、関係団体による継承活動の推進
- (3)地域資源の魅力発信
やまなしブランドや県産食材を活用した食の魅力発信、生産者と消費者との交流の促進

3 食品ロス削減に向けた取組の促進（第2次山梨県食品ロス削減推進計画）

- (1)家庭における食品ロス削減の促進
消費者の理解の促進、消費者による取組の支援、エシカル消費の普及啓発
- (2)食品関連事業者における食品ロス削減の促進
食品関連事業者の理解の促進及び取組の支援
- (3)未利用食品等の有効活用に向けた支援
フードバンク活動・フードドライブ活動の周知及び支援
- (4)食品ロス削減県民運動の展開
市町村食品ロス削減推進計画との連携、優良活動の表彰及び優良事例の横展開 等

4 食育・食品ロス削減を推進する体制・環境づくり

- (1)食に関する情報の提供
リスクコミュニケーションの充実、デジタルツールを活用した情報提供の充実 等
- (2)推進基盤の強化
食に携わる人材の育成、関係機関との連携・協働体制の強化

第4章 計画の推進

- 推進体制 : 県／山梨県食の安全・食育推進本部において関係部局が連携、山梨県食育推進協議会／行政・教育関係者・生産者・事業者等が協働
- 関係者の役割 : 県民／一人ひとりが実施主体として活動、教育関係者・生産者・食品関連事業者・市町村等／相互に連携し活動を展開
- 進行管理 : 毎年度、進捗状況の把握と評価を実施し、県ホームページ等を通じて公表

目標指標

	項目	現状値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
1	朝食を「食べない」「食べない日が多い」生徒の割合（中2）	男 4.6% 女 5.2%	男 3.7%以下 女 4.5%以下 (R10)
2	朝食を抜くことが週3回以上ある若者（20歳～39歳）の割合	26.8%	15%以下
3	学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）	65.2%	72%以上
4	大学生や企業の従業員等を対象とした食育講座の実施回数	年5回	年10回以上
5	県民（20歳以上）の1日の食塩摂取量	10.6g (R4)	8g未満 (R17)
6	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合	【参考値※】 49.8% (R4)	50%以上 (R17)
7	地域の食文化を伝承する取組の実施回数	年867回	年900回 以上
8	食品ロス削減推進サポーター養成講習会の受講者数	400人	延べ600人 以上
9	デジタルツールを活用した食に関する情報発信回数	年128回	年180回 以上

※主食・主菜・副菜のそろった食事が1日2回以上の者の割合（「ほぼ毎日」という頻度の基準が設けられていないため参考値とする）